

マリレジャーは 届出業者を利用しましょう

観光客の皆様へ

沖縄県では、公安委員会への届出が義務付けられているマリレジャーの業種があります。(無届営業は罰則の対象)

届出が必要な業種例



海水浴場



潜水(ダイビング)



スノーケリング(注)
(スキンドイビングなどを含む)



サップ

(スタンドアップパドルボード)



モーターボート類



カヌー、カヤック

沖縄県の条例では、届出業者に対して資格者(例:水難救助員)の配置など、水難事故防止の措置をとるよう定めています。届出業者の一覧表を県警察のホームページに掲載していますのでぜひ参考にしてください。



沖縄県警
マスコット
「シーサー君」

(注) スノーケリング業は、令和3年11月1日までに届出をするよう猶予期間を設けています。

「マル優」業者はさらに安心

届出業者のうち、安全対策が一定の基準に適合している業者を、沖縄県公安委員会は「安全対策優良海域レジャー提供業者」(通称:マル優)として指定しています。



マル優マーク
(ホームページ掲載用)